

国民健康保険に加入する人はこんな人！

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市区町村に住んでいる人はみんな国民健康保険に入らなくてはなりません。加入は世帯ごとですが、一人ひとりが被保険者です。

- 1 お店などを経営している自営業の人
- 2 農業や漁業などを営んでいる人
- 3 パート、アルバイトなどをしていて職場の健康保険に加入していない人
- 4 退職して職場の健康保険を脱退した人
- 5 一定の在留資格を有し、住所があると認められた外国籍の人(医療滞在ビザで入国した人、観光、保養目的の在留資格を持つ人などは除く)。

マイナ保険証をご利用ください！

令和6年12月2日以降、国民健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とするしくみに移行しました。

現在お使いの保険証または資格確認書の有効期限は7月31日までです。国民健康保険加入者のうち、マイナ保険証をお持ちでない人などには「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの人には「資格情報のお知らせ」を7月中旬に世帯主あてに特定記録で郵送します。古い保険証または資格確認書は保険年金課に返却、または個人で処分をお願いします。

マイナ保険証をお持ちでない人は、8月から令和8年7月31日までの有効期限が記載された新しい「資格確認書」を使用して引き続き医療を受けることができます。

▼マイナナンバーカードを保険証として利用するためには

スマートフォンやパソコン(ＩＣカードリーダーが必要)を使ってマイナポータルから登録が必要です。※セブン銀行ＡＴＭや市民課窓口、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申し込みができます。

▼マイナ保険証を使うメリット

- ・より良い医療を受けることができます。
医師が、患者の同意を得た上で、過去のお薬情報や、健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測し、治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらえます。
- ・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できます。
限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

非自発的失業者の保険税軽減制度

国民健康保険加入者で解雇や雇い止めなど、特定の理由により離職した人は、保険税の軽減を受けることができます。

対象 つぎの要件すべてに該当する人

- ①離職日が令和6年3月31日以後の人
- ②離職日時点での年齢が65歳未満の人
- ③雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが【11、12、21、22、23、31、32、33、34】のいずれかの人

軽減内容 離職した人の前年の給与所得を70%減額して算定。

国民健康保険税口座振替新規申込みキャンペーンについて

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関や市役所などに行かなくても、ご指定の預金口座から納期限ごとに振替納付されるので、手間が省け、うっかり忘れてしまうこともなく安心です。

新たに国民健康保険税の口座振替をお申込みされた世帯に、お米(幸手産米300g)をプレゼントします。

お早めのお手続きをお願いします。

国民健康保険への加入や脱退の手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要です。

加入の手続きが遅れた場合、加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになります。

脱退の手続きが遅れた場合、さかのぼって資格を喪失することになるため、その間に国民健康保険の保険証を使ってしまうと、市が負担した医療費を返還しなければならず、また、保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことにもなります。

みんなで支える国民健康保険制度

国民健康保険制度とは

病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合う制度です。

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線143、144・FAX(43)1125

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費にあてられる国民健康保険を支える大切な財源です。

国民健康保険から支払われる医療費は依然として高い水準にあり、国保財政はとても厳しい状況です。国民健康保険の安定的な運営を図るため、税率(所得割・均等割)を改正しました。

保険税の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

▼保険税の内容【令和7年度改正】国民健康保険の安定的な運営を図るため税率などを改正しました

区 分	内 容	計 算 方 法 な ど
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費分	・所得割(7.6%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり42,000円)×世帯の加入者数 【賦課限度額65万円】 ◇旧税率 所得割：7.4% 均等割：35,000円
後期高齢者支援金分	75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援分	・所得割(2.6%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり15,000円)×世帯の加入者数 【賦課限度額24万円】 ◇旧税率 所得割：2.5% 均等割：13,000円
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)が負担する介護保険分	・所得割(2.3%)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり15,000円)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者数 【賦課限度額17万円】 ◇旧税率 所得割：2.1% 均等割：12,000円

※賦課対象所得とは、前年の総所得金額などから43万円の基礎控除を差し引いた残額です(合計所得金額が2,400万円までの場合)。

国民健康保険税の納付方法

保険税の税額は世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。

保険税は、前年の所得と加入者数に応じて、世帯ごとに4月から翌年3月までの1年間の税額を算定します。7月中旬に令和7年度分の納税通知書などを、世帯主あてに郵送します。

▼普通徴収の世帯

国民健康保険税納税通知書を郵送します。

納期 7月から令和8年2月までの毎月末(全8回)

納付方法 国民健康保険税納税通知書により金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済など

※「口座振替」を希望する人は、納税通知書に記載の金融機関または市役所窓口へ納税通知書、通帳、届出印(市役所で手続きする場合は不要)、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要)、本人確認書類を持参してください。

▼特別徴収(年金天引き)の世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月、6月、8月、10月、12月、令和8年2月の全6回)

▼新たに10月から特別徴収(年金天引き)になる世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書と納税通知書の2種類をそれぞれ別に郵送します。

納期

普通徴収 (納付書納付・口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
保険税の 1/2			保険税の 1/2		
令和 7 年度の保険税の総額					

対象 世帯主が年金受給者で、つぎの要件すべてに該当する世帯

- ①世帯主が国民健康保険加入者の世帯
- ②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- ③世帯主の年金受給額が年額18万円以上の世帯
- ④介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない世帯